

資料編

資料編

1 . 西宮市総合交通戦略の進捗・中間評価	1
1.1 . 平成 28 年度から令和 2 年度までの各施策の進捗状況	1
1.2 . 評価指標及びモニタリング指標の中間評価	9
2 . 西宮市都市交通会議	10
2.1 . 開催履歴	10
2.2 . 委員名簿	11
2.3 . 規約・規程	12
3 . 西宮市交通政策課題検討委員会	15
3.1 . 開催履歴	15
3.2 . 委員名簿	16
3.3 . 西宮市交通政策課題検討委員会設置要綱.....	17
4 . パブリックコメント	19

1. 西宮市総合交通戦略の進捗・中間評価

1.1. 平成28年度から令和2年度までの各施策の進捗状況

施策	事業スケジュール		実施状況						実施主体	実施内容 H28～R2年度
	前期 H28～R2	後期 R3～R7	H28	H29	H30	R1	R2			
基本目標① 市民にとっての生活サービスを身近にする交通及び拠点の充実										
凡例（実施状況） ◎：実施済・完了 ○：実施中 △：検討中・協議中 ×：未実施										
○ 幹線的なバス路線の強化・再編 ★新たな施策	→	→								
鳴尾浜～JR甲子園口(小曽根線経由)			△	△	○	◎	◎	阪神バス 市(交通政策課)	・路線の開設について関係機関と協議、調整 ・H31.3.23に路線開設 ・兵庫医大を経由する路線の開設について関係機関等と協議、調整	
阪神甲子園～阪神西宮(今津東線経由)				△	○	◎	◎	阪神バス 市(交通政策課)	・路線の開設について関係機関と協議、調整 ・H31.3.23に路線開設	
阪急西宮北口～阪急仁川							△	△	阪急バス 市(交通政策課)	・路線の開設について検討、関係機関と協議、調整
阪急夙川～六甲アイランド(山手幹線経由)			△	○	◎	◎	◎	みなと観光バス	・H29.12に運行計画の変更 ・バス車両の見直し	
その他			△	△	△	△	△	市(交通政策課)	・バス事業者との意見交換 ・公共交通不便地域の対応策検討	
○ 都市計画道路の整備										
山手幹線(熊野工区)	→		○	○	○	○	○	市(道路建設課)	・用地買収、歩道美化、側溝及び電線共同溝整備	
競馬場線	→		○	○	○	○	○	市(道路建設課)	・用地買収、歩道美化、ボックスカルバート及び側溝整備	
武庫川広田線	→		○	○	○	○	○	市(市街地整備課)	・道路設計 ・事業認可(H29.9.12)、用地測量(H29.12～) ・物件調査、用地買収、側溝整備等	
国道176号(名塩道路)	→	→	○	○	○	○	○	国交省兵庫国道事務所 市(道路建設課(国道事業調整担当))	・名塩道路全線の早期完成に向けての整備促進	
今津西線	→	→	○	△	△	△	×	市(道路建設課(道路計画・調整担当))	・土地・建物調査業務実施 ・整備手法の検討など	
丸山線	→	→	×	△	△	△	△	市(市街地整備課)	・現地測量、予備設計L=0.35km ・説明会及びアンケート調査を実施	
甲子園段上線	→	→	×	×	×	×	△	市(市街地整備課)	・甲子園段上線を含む樺ノ口土地区画整理事業の合意形成を進め、組合設立に向けて調整	
○ 道路と鉄道の立体交差化										
阪神本線(鳴尾工区)	→		○	○	○	◎	◎	兵庫県西宮土木事務所 市(道路建設課(道路計画・調整担当))	・H29.3に鉄道高架化完了 ・側道及び交差道路の整備工事を実施(H30完了)	
阪急神戸本線		→	△	△	△	△	△	市(都市計画課)	・連続立体交差事業に関する概略検討 ・鉄道事業者等との協議・調整	
○ 主要交差点の改良	→	→								
国道			×	×	×	×	×	国交省兵庫国道事務所	・実施箇所なし	
県道			×	×	×	×	×	兵庫県西宮土木事務所	・実施箇所なし	
市道			△	△	○	△	△	市(道路建設課(道路計画・調整担当))	・主要交差点12箇所において、渋滞調査、交通量調査、交通容量解析等を実施 ・交差点の調査結果や改良要望等を踏まえ、改良の必要性や改良方法等について検討 ・鞍掛町交差点で改良工事を実施(H30完了)	
○ 交通結節機能と生活サービス機能を あわせ持つ中心拠点の形成 ★新たな施策	→	→	△	△	△	△	△	市(都市計画課)	・駅前拠点整備に関する基本構想の検討 ・関係権利者との協議・調整	
○ 鉄道とバスの乗換利便性の向上 ★新たな施策		→								
			○	○	○	○	○	西日本旅客鉄道、 阪急電鉄、阪神電気鉄道 阪急バス、阪神バス	・交通系ICカードの全国相互利用	
			×	○	○	○	○	西日本旅客鉄道	・HP上における列車運行情報案内の拡充(H29) ・twitterで列車運行情報案内サービスの実施(H30)	
			○	○	○	○	○	阪急電鉄、阪神電気鉄道 阪急バス、阪神バス	・阪急阪神グループ共通ICカード「STACIA PiTaPa」のPiTaPa機能で、土、日、祝日の同一日にグループの鉄道とバスに2回ずつ乗車で、Sポイントが付与されるサービスを実施	
			○	○	○	○	○	阪急バス	・バス車内における鉄道発車時刻の案内	
			△	○	◎	◎	◎	みなと観光バス	・H29に夙川グリーンタウン前バス停を山手幹線に移設	

○ ICカードによる公共交通利用者への各種サービスの適用 ★新たな施策		→									
			×	×	○	○	○	○	西日本旅客鉄道	・PiTaPaカードでの利用回数割引 ・PiTaPaカードでの時間帯指定割引 ・ICOCAカードでの利用回数に応じたポイント付与(要登録)	
			○	○	○	○	○	○	阪急電鉄	・PiTaPaカードでの利用回数割引 ・PiTaPaカードでの区間指定割引(事前登録) ・スルッとKANSAIによる特別割引用ICカード運用 ・ICOCAおよびICOCA定期券発売によるICカード普及促進	
			○	○	○	○	○	○	阪神電気鉄道	・PiTaPaカードでの利用回数割引 ・スルッとKANSAIによる特別割引用ICカード運用 ・ICOCAおよびICOCA定期券発売によるICカード普及促進	
			○	○	○	○	○	○	阪急バス、阪神バス	・PiTaPaカードでの利用回数割引 ・PiTaPaカードでの登録型割引 ・高齢者に対して割引率の高い「グランドバス65」(ICカード:hanica)を提供 ・スルッとKANSAIによる特別割引用ICカード運用	
○ 自転車駐車場の改良・新設等	→	→	○	○	○	○	○	○	市(自転車対策課)	・自転車駐車場の新設・増設・改良・改修	
※ レンタサイクルの導入<参考>	→	→									
レンタサイクル			○	○	○	○	○	○	民間事業者	・市内で運営(R3.3末時点)	
シェアサイクル				○	○	○	○	○	民間事業者 市(交通政策課)(H30~)	・市内南部でシェアサイクル利用動向調査を実施(R1~R3) ・利用者向けアンケートを実施(R2) ・市内サイクルポート数:29か所(うち、公共用地10か所)(R3.3時点)	

凡例 (実施状況)

◎ : 実施済・完了 ○ : 実施中
 △ : 検討中・協議中 × : 未実施

基本目標②

安全・安心して環境にやさしい交通ネットワークの形成

凡例（実施状況）

◎：実施済・完了 ○：実施中
△：検討中・協議中 ×：未実施

施策	事業スケジュール		実施状況					実施主体	実施内容 H28～R2年度			
	前期 H28～R2	後期 R3～R7	H28	H29	H30	R1	R2					
◎ 交通結節機能の強化												
阪神甲子園駅	→		○	○	○	○	◎	阪神電気鉄道市(市街地整備課)	・甲子園駅前の西バスターミナル改築、西バスターミナルと駅西改札口を結ぶ連絡上屋、電線共同溝、甲子園駅前の円形広場及び歩行者動線整備、道路改良等を実施(R1完了)			
阪神鳴尾駅	→		○	○	○	○	◎	市(道路建設課(道路計画・調整担当))	・駅前広場及びアクセス道路の詳細設計、整備工事を実施(R1.8完了)			
阪急夙川駅	→		○	◎	◎	◎	◎	市(道路建設課)	・電線共同溝整備、街乗及び舗装新設(H28完了)			
阪神西宮駅	→	→	△	△	△	△	△	市(都市計画課)	・駅前広場の整備に関する概略検討 ・関係権利者との協議・調整			
JR甲子園口駅	→	→										
南側			○	○	◎	◎	◎	市(道路補修課、交通政策課)	・広場改良の詳細設計、関係機関等の協議、バスバース拡張等の道路改良を実施(H29完了)			
北側			△	×	×	×	×	市(都市計画課)	・駅前広場の整備に関する概略検討			
◎ 幹線的なバス路線の強化・再編 ★新たな施策												
	→	→	△	○	○	△	△	△	△	△	<<再掲>> (基本目標①に掲載)	
○ 鉄道とバスの乗換利便性の向上 ★新たな施策												
		→	○	○	○	○	○	○	○	○	<<再掲>> (基本目標①に掲載)	
◎ 主要幹線道路の整備促進 (国道176号(名塩道路))												
	→	→	○	○	○	○	○	○	○	○	国土省兵庫国道事務所市(道路建設課(国道事業調整担当))	・交通混雑の緩和、交通安全の確保及び異常気象時の交通確保を図るため、現道拡幅及びバイパス整備による4車線化に向け、生瀬地区、東久保地区の整備工事を実施し、早期完成に向け整備を促進
○ 高速道路の整備促進												
	→	→										
新名神高速道路			○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	西日本高速道路	・川西IC～神戸JCT間を建設(H30.3.18開通)
名神湾岸連絡線			○	○	○	○	○	○	○	○	国土省兵庫国道事務所市(都市計画課)	・都市計画等の手続きに向けた国や県との協議・調整 ・県へ都市計画手続きにおける「案の申し出」を実施 ・国の計画段階評価、環境影響評価(概要書・準備書)及び県の都市計画の手続きに伴う縦覧や住民意見書の受付、説明会、公聴会などへの協力 ・準備書に対する住民意見書、公聴会での意見、県知事からの第2次審査意見書を踏まえ、国による環境影響評価書の作成、公告、縦覧
○ 緊急時の移動経路となる道路の整備・整備促進												
	→	→										
青峯連絡道			○	○	○	○	○	○	○	○	市(道路建設課)	・用地買収、土地調査業務実施 ・道路整備
名神湾岸連絡線			○	○	○	○	○	○	○	○	国土省兵庫国道事務所市(都市計画課)	・都市計画等の手続きに向けた国や県との協議・調整 ・県へ都市計画手続きにおける「案の申し出」を実施 ・国の計画段階評価、環境影響評価(概要書・準備書)及び県の都市計画の手続きに伴う縦覧や住民意見書の受付、説明会、公聴会などへの協力 ・準備書に対する住民意見書、公聴会での意見、県知事からの第2次審査意見書を踏まえ、国による環境影響評価書の作成、公告、縦覧
名塩道路			○	○	○	○	○	○	○	○	国土省兵庫国道事務所市(道路建設課(国道事業調整担当))	・異常気象時通行規制の解消に向けて、生瀬地区の整備工事及びトンネル工事を実施し、早期完成に向け、整備を促進
○ 狭あい道路の拡幅整備												
	→	→	○	○	○	○	○	○	○	○	市(市街地整備課)	・道路拡幅延長L=1,876m(H28～R3.3) ・道路権原取得面積A=1,442㎡(H28～R3.3)
○ 低公害車の普及促進												
	→	→	○	○	○	○	○	○	○	○	市(環境保全課)	・低公害車導入補助(トラック・バスに限る)バス2台、トラック7台 計9台(H28～R3.3)
○ クリーンエネルギー自動車等の普及促進												
	→	→	○	○	○	○	○	○	○	○	市(環境学習都市推進課)	・「エコ・エネルギー設備導入促進補助事業」で電気自動車を導入した個人・事業者に補助金交付(H28) 個人：19件、事業者6件 ・クリーンエネルギー自動車等の普及に向けた情報提供(H28～R2)
○ 歩行者・自転車に配慮した道路の整備												
	→	→										
県道			○	○	○	○	○	○	○	○	兵庫県西宮土木事務所	・自転車・歩行者の歩道内通行に係る注意喚起施設(看板等)を設置
市道			○	○	○	○	○	○	○	○	市(道路補修課)	・歩道改良(段差解消) N=153箇所(H28～R2)

基本目標③

ふれあいや交流の機会を増やし、拠点等の活力を波及させる公共交通の充実

凡例（実施状況）

◎：実施済・完了 ○：実施中
△：検討中・協議中 ×：未実施

施策	事業スケジュール		実施状況					実施主体	実施内容 H28～R2年度	
	前期 H28～R2	後期 R3～R7	H28	H29	H30	R1	R2			
◎ 鉄道駅の新設・改良 ★拡充	→	→								
阪神鳴尾駅			○	○	◎	◎	◎	市(道路建設課(道路計画・調整担当))	高架駅舎整備、旧地下道の撤去、自由通路の築造等を実施(H29完了)	
阪神甲子園駅			○	○	◎	◎	◎	阪神電気鉄道市(市街地整備課)	鉄道駅総合改善事業費補助により甲子園駅を大規模に改良(バリアフリー化工事を含む)・ホーム工事等を実施(H29完了)	
阪急西宮北口駅			○	○	◎	◎	◎	市(市街地整備課)	耐震補強工事 補強鋼材設置工 方杖N=55組(H29完了)	
阪急新駅			△	△	△	△	△	阪急電鉄 兵庫県交通政策課市(交通政策課)	兵庫県・尼崎市・西宮市・阪急電鉄(株)の四者で検討会を開催 武庫川周辺阪急新駅に関する検討会として、「新駅設置による効果・影響」の報告書を作成し、市議会等へ報告 新駅利用者数や自転車利用者数の推計、概算事業費や事業スキームの検討、他駅事例視察及び関係機関への聞き取り等を実施	
○ 鉄道駅周辺のバリアフリー化	→	→								
阪神甲子園駅			△	○	○	○	◎	兵庫県西宮土木事務所	平成28年度に阪神甲子園駅周辺部の開発に関連し、県道部分のバリアフリー対策について、西宮市と調整した箇所について事業実施(R1完了)	
◎ 鉄道駅舎内外へのエレベーター等の設置	→	→								
JR西宮名塩駅			○	○	◎	◎	◎	市(市街地整備課)	屋外エレベーター設置 N=1基 上屋設置等工事 バス・駅間N=1基、駐輪場前N=1基	
JR西宮駅、甲子園口駅、さくら夙川駅			○	○	◎	◎	◎	西日本旅客鉄道	内方線付き点状ブロック整備(市内全駅で内方線整備済み)	
阪急西宮北口駅			×	×	○	△	△	阪急電鉄	全ホーム(1～7号線)の内方線付き点状ブロックをJIS規格品に更新 ホームドア整備計画を検討	
			◎	◎	◎	◎	◎	市(福祉のまちづくり課)	平成27年度でエレベーター設置補助の要件に該当する鉄道駅舎への補助が終了)	
○ 山口地域と南部市街地を直接連絡する公共交通の確保	→	→								
			○	○	○	○	○	さくらやまなみバス 利用促進協議会	山口地域の自治会長等、阪急バス、西宮市の三者で年に7～12回協議	
			○	○	○	○	○	阪急バス	さくらやまなみバスの運行 (平日23往復、土曜日16往復、日祝日13往復)	
			×	○	○	○	○	市(交通政策課)	「さくらやまなみバスを継続的に運行するための事業」をふるさと納税の対象事業として継続 R2寄附実績:48,091,000円(2,994件) R3年度(R2.10～R3.9)より市助成金の増額(人件費高騰による)を決定 クロスセクター効果の考え方に基づく新たな運行計画の見直し基準を決定	
◎ 幹線的なバス路線の強化・再編 ★新たな施策	→	→	△	○	○	△	△	△	《再掲》(基本目標①に掲載)	
※ 公共車両優先システム(PTPS)の導入《参考》	→	→	○	○	○	○	○	○	兵庫県西宮警察署 兵庫県甲子園警察署	市内 22箇所導入(R2時点) 国道2号 14箇所 浜甲子園甲子園口エリア(県道340号) 4箇所 県道甲子園尼崎線(県道341号) 4箇所
◎ バス運行情報のICT化・有効活用等 ★新たな施策	→	→								
			○	○	○	○	○	○	阪急バス	バスロケーションサービスの導入(H29.3～) バスロケーションサービスの改善(H30.3)
			○	○	○	○	○	○	阪神バス	阪急バス公式Twitterでの情報発信(R2.4～) バスロケーションシステムの導入(H29.3～) バスロケーションシステムの改善(H30)
			○	○	○	○	○	○	みなと観光バス	バスロケーションサービスの提供 GTFSデータ提供により、googleマップ等にて時刻検索等が可能(R2)
◎ バスの待合環境の向上 ★拡充	→	→								
			○	○	○	○	○	○	阪急バス	上屋5基、ベンチ15基設置(H28～R2)
			○	○	○	○	△	△	阪神バス	上屋3基、ベンチ13基設置(H28～R2)
			△	○	×	×	×	×	みなと観光バス	上屋1基設置(H29)
			○	○	○	○	△	△	市(交通政策課)	上屋、ベンチの整備費を補助(H28～R2) 阪急バス:上屋3基、ベンチ13基 阪神バス:上屋3基、ベンチ13基 みなと観光バス:上屋1基
○ 鉄道とバスの乗換利便性の向上 ★新たな施策		→	○	○	○	○	○	○	《再掲》(基本目標①に掲載)	
※ バス定期券の事業者間相互利用《参考》	→	→	○	○	○	○	○	○	阪急バス、阪神バス	ICカード乗車券「hanica」定期券の阪急バス・阪神バスの相互利用(H28.2～)

◎ 公共交通の利用促進										
バスを守り・育てる意識の醸成	→	→								
さくらやまなみバス			○	○	○	○	○	さくらやまなみバス 利用促進協議会	さくらやまなみバス利用促進協議会を年に7~12回開催 ・バスNewsの定期的発行や各種イベント等にて利用促進策を 実施	
生瀬地区コミュニティ交通「ぐるっと生瀬」			○	○	○	○	○	ぐるっと生瀬運行協議会 阪急タクシー 市(交通政策課)	会報の定期発行や地域の各種イベント等にて利用促進策を 実施 ・阪急バス宝塚駅前案内所で回数券を販売(R1~)	
転入者等への公共交通情報の提供 ★新たな施策	→	→	○	○	○	○	○	市(交通政策課)	・阪神地域えきバスまっぶ。を本庁舎総合案内、支所、 福祉部、図書館、公民館等で約44,300部配布(H28~R2) ・公共交通情報チラシを転入者へ配布(H30.11~) ・市内の公共交通情報をホームページに掲載(R1~)	
モビリティ・マネジメントの実施 ★新たな施策	→	→	△	○	○	○	○	市(交通政策課) 阪神バス	・鳴尾浜地域の企業に対してアンケート及び利用促進を実施 ・西宮浜地域の企業と住民に対してアンケート及び利用促進 を実施	
ノーマイカーデーの実施	→	→								
ノーマイカーデー			○	○	○	○	○	市(環境保全課)	・啓発ティッシュを本庁・各支所にて配布	
マイバス・マイ電車の日			○	○	○	○	○	市(交通政策課)	・ホームページにて啓発	
			○	○	○	○	○	阪神バス	・バス協会と協調して、「マイバス・マイ電車の日」に 啓発ティッシュ配布	
			○	○	○	○	○	みなと観光バス	・バス協会提供のポスターを車内掲示	
○ バス案内マップの作成	→	→	○	○	○	○	○	市(交通政策課)	・鳴尾浜と西宮浜に着目したマップを作成 ・阪神都市圏公共交通利用促進会議が「阪神地域えきバス まっぶ。」を作成	
※ 小学生等へのバス乗り方教室の実施<参考>	→	→								
			○	○	○	○	×	阪急バス	・さくら自治会、瓦木北保育園にて実施	
			×	△	○	△	△	阪神バス 市(交通政策課)	・西宮浜小学校にて実施	
※ 環境定期券の導入<参考>	→	→								
			○	○	○	○	○	阪急電鉄、阪神電気鉄道	・環境保護の観点から、阪急阪神グループ共通ICカード 「STACIA PiTaPa」のPiTaPa機能で、土、日、祝日の同一日に 阪急電鉄と阪神電車を2回ずつ乗車で、Sポイントが付与され るサービスを実施	
			○	○	○	○	○	阪急電鉄、阪神電気鉄道 阪急バス、阪神バス	・環境保護の観点から、阪急阪神グループ共通ICカード 「STACIA PiTaPa」のPiTaPa機能で、土、日、祝日の同一日に グループの鉄道とバスを2回ずつ乗車で、Sポイントが付与され るサービスを実施	
			○	○	○	○	○	阪急バス	・土曜日・日祝日等に通勤定期券所持者及びその同伴家族の 運賃割引	
◎ コミュニティ交通の導入	→	→								
生瀬地区コミュニティ交通「ぐるっと生瀬」			○	○	○	○	○	ぐるっと生瀬運行協議会 阪急タクシー 市(交通政策課)	・停留所の新設(H28・H29) ・増便や運行ルートの一部変更を実施(H30) ・阪急バス宝塚駅前案内所で回数券を販売(R1~)	
他地区			○	○	○	○	○	市(交通政策課)	・地域からの求めにより、コミュニティ交通の事例や導入の流れ 等を説明(苦楽園、甲陽園、名塩、山口) ・コミュニティ交通アドバイザーを派遣(名塩、山口) ・試験運行実施に向けた運行計画の策定等、地域の取組を 支援(名塩、山口、苦楽園、甲陽園)	

凡例 (実施状況)

◎ : 実施済・完了 ○ : 実施中
△ : 検討中・協議中 × : 未実施

基本目標④

住宅地や文教施設の集積地の魅力を維持・向上させる交通利便性の確保

凡例（実施状況）

◎：実施済・完了 ○：実施中
△：検討中・協議中 ×：未実施

施策	事業スケジュール		実施状況					実施主体	実施内容 H28～R2年度
	前期 H28～R2	後期 R3～R7	H28	H29	H30	R1	R2		
◎ 地域主体で地域の課題解決に向けた取り組みを進める仕組みづくり ★拡充	→	→	○	○	○	○	○	市(交通政策課)	・地域からの求めにより、コミュニティ交通の事例や導入の流れ等を説明(苦楽園、甲陽園、名塩、山口) ・コミュニティ交通アドバイザーを派遣(名塩、山口) ・試験運行実施に向けた運行計画の策定等、地域の取組を支援(名塩、山口、苦楽園、甲陽園)
◎ コミュニティ交通の導入	→	→	○	○	○	○	○	市(交通政策課)	《再掲》(基本目標③に掲載)
○ 大学や観光資源と利用頻度の高い鉄道駅間の移動利便性の向上 ★新たな施策		→							
鳴尾駅			△	△	○	○	◎	阪神電気鉄道市(政策推進課)(～H30)	・西宮市、阪神電鉄、武庫川女子大学の三者で検討 ・武庫川女子大学や地元の意見を踏まえ駅南側の公園や周辺道路等の整備及び鳴尾駅周辺の高架下に武庫川女子大学の学校施設等の整備を実施 ・駅名を「鳴尾・武庫川女子大前」に改名
大学(武庫川女子大)							○	阪神電気鉄道	・QRコードを用いた乗車券の実証実験に、武庫川女子大学の学生が参加し、QR乗車券の実用性等に関する評価を行う共同研究を実施
イベント(船坂マルシェ)			○	○	○	○	×	西宮観光協会市(都市ブランド発信課)阪急バス	・11月に船坂里山学校で開催の親子向け集客イベント「船坂マルシェ」実施にあたり、さくらやまなみバス利用の呼びかけ及び当日のバス増便等を行い、南部地域からの参加者の移動利便性を向上 ・阪急バス車内に告知ポスター掲示、阪急バスHPに情報を掲載し、周知
イベント(西宮蔵開)			×	○	○	○	×	西宮観光協会市(都市ブランド発信課)阪急バス、阪神バス	・バス車内に告知ポスターを掲示し、周知
イベント(酒蔵ルネサンス)			○	○	○	○	×	西宮観光協会市(都市ブランド発信課)阪急バス、阪神バス	・バス車内に告知ポスターを掲示し、周知 ・ループバスを運行(阪神バス)
イベント(まちたびにしのみや)			○	○	○	○	×	西宮観光協会市(都市ブランド発信課)阪急バス	・10月～3月の期間中、西宮市各所で開催した「まちたびにしのみや」の実施にあたり、阪急バスHPに情報を掲載し、イベントを周知
○ 歩行者・自転車に配慮した道路の整備	→	→	○	○	○	○	○	市(道路補修課)	《再掲》(基本目標②に掲載)
○ 狭あい道路の拡幅整備	→	→	○	○	○	○	○	市(交通安全対策課)	《再掲》(基本目標②に掲載)
○ 通学路の安全性向上	→	→							
通学路			○	○	○	○	○	市(道路補修課)	・新設 路側帯カラー舗装 L=7.5km(H28～R2)
			○	○	○	○	×	市(交通安全対策課)	・市内小・中学校21校で設置(H28～R1) ・警告看板22枚、横断旗3箇所、注意喚起サイン4枚
			○	○	○	○	○	市(学校改革課)	・「文マーク」シートの設置・交換 ・「通学路注意」看板の撤去・設置 ・「飛び出し注意」看板等の設置 ・西宮市通学路安全プログラムに基づいた通学路安全推進会議の開催及び通学路合同点検の実施 ・通学路安全確保のためのごみステーションの変更
未就学児が日常的に集団で移動する経路等			×	×	×	○	○	市(交通安全対策課)	・市内幼稚園、保育所等9園で設置(R2) ・注意喚起サイン11枚

基本目標⑤

高齢者、障害のある人、妊産婦等が外出しやすく、移動しやすい交通環境の確保

凡例（実施状況）

◎：実施済・完了 ○：実施中
△：検討中・協議中 ×：未実施

施策	事業スケジュール		実施状況					実施主体	実施内容 H28～R2年度
	前期 H28～R2	後期 R3～R7	H28	H29	H30	R1	R2		
◎ バスの待合環境の向上 ★拡充	→	→	○	○	○	○	○	○	《再掲》（基本目標③に掲載）
◎ 鉄道駅舎内外へのエレベーター等の設置	→	→	○	○	○	△	△	△	《再掲》（基本目標③に掲載）
○ ノンステップバスの導入	→	→							
			○	○	○	○	○	○	阪急バス ・新規18台導入(R2時点)
			○	○	○	○	×	×	阪神バス ・新規13台導入(R2時点)
			○	○	◎	◎	◎	◎	みなと観光バス ・運行ダイヤの見直しにより市内運行車両をすべてノンステップバスに変更
			○	○	○	○	×	×	市(交通政策課) ・ノンステップバスの導入費を補助(H28～R2) 阪急バス4台 阪神バス11台
○ 鉄道駅周辺のバリアフリー化	→	→	△	○	○	○	◎	◎	《再掲》（基本目標③に掲載）
○ 歩行者・自転車に配慮した道路の整備	→	→	○	○	○	○	○	○	《再掲》（基本目標②に掲載）
○ 交通安全施設の整備等	→	→							
国道			×	×	○	×	×	×	国交省兵庫国道事務所 ・171号越水交差点付近で事故対策として交通安全施設の整備(中央帯にボックスビームL=42.6m、プリンカーライト2基、クッションラム2基)
県道			○	○	○	○	○	○	兵庫県西宮土木事務所 ・要対策箇所への施設整備、破損箇所等の維持修繕を継続して実施
市道			○	○	○	○	○	○	市(道路補修課) ・整備・更新(H28～R2) 防護柵 L=8,231m、道路反射鏡 N=188基、 道路照明灯 N=323基、灯具LED化 N=5,308基 区画線 L=169,578m
◎ コミュニティ交通の導入	→	→	○	○	○	○	○	○	《再掲》（基本目標③に掲載）
○ 福祉タクシーチケットの配布	→	→	○	○	○	○	○	○	市(高齢福祉課、 障害福祉課) ・一般の交通機関の利用が困難な在宅の高齢者や障害のある人について、自宅と医療機関等を結ぶ移動手段として福祉タクシーを利用した際、タクシー料金が助成される「福祉タクシー利用券」を発行 ・市制ニュースで広報し、登録者数増加につなげた ・平成28年10月より対象者に精神障害者保健福祉手帳所持者を追加 【R2実績】 高齢者対象 登録者数 595人(予約制281人、初乗制314人) 派遣回数 4,780回(予約制3,104回、初乗制1,676回) 【R2実績】 障害のある人対象 登録者数 4,232人(予約制725人、初乗制3,507人) 派遣回数64,225回(予約制12,470回、初乗制51,755回)
○ 高齢者交通助成	→	→							
			○	○	○	○	○	○	市(高齢福祉課) ・高齢者交通助成割引購入証の発行(H28～R1) ・高齢者交通助成券の発行(R2) ・利用者の要望等を把握するためアンケート調査を実施 ・各交通機関での割引購入データから利用状況を分析
			○	○	○	○	○	○	西日本旅客鉄道 ・市内各駅でのCOCAチャージ対応等を実施
○ 通所施設交通費補助	→	→	○	○	○	○	○	○	市(障害福祉課) ・障害福祉サービスにおける日中活動サービス事業所に公共交通や自転車等の交通手段を利用して通所している人について、経済的負担を軽減するため、その交通費の一部を補助

○ 交通弱者への理解の醸成	→	→								
			○	○	○	○	○	○	西日本旅客鉄道	法令の趣旨を踏まえたマニュアルを用いた教育 サービス介助士の資格取得に向けた取組み お客様同士のお声かけ等「共助」の働きかけ ヘルプマークの啓発ポスターを駅や車内に掲示
			○	○	○	○	○	○	阪急電鉄	法令を理解し、実施できるためのマニュアルを用いた教育 サービス介助士の資格取得するための取組み お客様同士のお声かけ等「共助」をポスター及び駅構内放送 で働きかけ ヘルプマークの啓発ポスターを駅や車内に掲示 優先座席ステッカーにヘルプマークを表示
			○	○	○	○	○	○	阪神電気鉄道	全ての駅係員、車掌、運転士がサービス介助士資格取得 ポスターや車内放送によるお客様同士のお声かけ等「共助」 の働きかけ ヘルプマークの啓発ポスター・ステッカーを駅構内・車内 (優先座席付近)に掲示
			○	○	○	○	○	○	阪急バス	運転士教習で車椅子の取扱い、インスタントシニア体験を実施 サービス介助士の資格取得を推進 一部社員がサービス介助士の資格を有し、運転士教習を実施 ヘルプマークの啓発ポスターをバス車内に掲示
			○	○	○	○	○	○	阪神バス	ヘルプマークの啓発ポスターをバス車内に掲示 高齢者等交通弱者への対応について乗務員教育を実施
			○	○	○	○	○	○	みなと観光バス	車椅子の取扱いについて、乗務員教育実施 優先座席ステッカー掲示 ヘルプマークの啓発ポスターをバス車内に掲示
			○	○	○	○	○	○	兵庫県タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシーの導入促進 ユニバーサルデザインタクシードライバー研修の実施
			○	○	○	○	○	○	兵庫県ユニバーサル推進課	兵庫ゆずりあい駐車場制度の普及(R2時点) 市内累計登録区画数 R2実績:174箇所 駐車場利用証市内累計交付件数 R4実績:5,036件
			○	○	○	○	○	○	市(障害福祉課)	福祉作品コンクールの実施 ヘルプマーク・ヘルプカードの交付・周知
○ 違法駐車等防止の啓発活動等	→	→	○	○	○	○	○	○	市(交通安全対策課)	違法駐車等防止啓発チラシの配布 毎月1日、11日、21日に広報車による啓発活動を実施
○ 横断旗の設置等	→	→	○	○	○	○	○	○	市(交通安全対策課)	南部94箇所、北部10箇所(R2時点)
○ 徒歩・自転車に関する安全教育	→	→	○	○	○	○	○	○	市(交通安全対策課)	幼児・児童等を対象にした交通安全教室や自転車教室等を実施(778回)(H28～R2)
○ 自転車利用に関する安全啓発	→	→								
			○	○	○	○	○	○	兵庫県交通安全室	「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく、 高齢者交通安全教室、キャンペーン等による自転車利用者 へのルール周知、マナーアップ啓発
			○	○	○	○	○	○	市(交通安全対策課)	自転車利用者を対象とした街頭活動を84回実施(H28～R2) 毎月2日の自転車安全利用の日に広報車による啓発活動を実施
※ 危険な自転車利用者への取締り<参考>	→	→	○	○	○	○	○	○	兵庫県西宮警察署 兵庫県甲子園警察署	危険な自転車利用者に対する交通指導取締りを実施
※ 高齢者運転免許返納割引<参考>	→	→								
			○	○	○	○	○	○	兵庫県西宮警察署 兵庫県甲子園警察署	自主返納(H28～R2) (西宮2,804件、甲子園2,046件)4,850件 運転経歴証明書申請(H28～R2) (西宮2,555件、甲子園1,919件)4,474件 高齢者運転免許自主返納サポート協議会(R2時点) 市内加盟企業4件、自治体西宮市加盟
			○	○	○	○	○	○	阪神バス みなと観光バス(～R2.4 末)	65歳以上で運転経歴証明書を提示された方に対し、乗車 運賃を半額とする割引制度を導入済
			○	○	○	○	○	○	兵庫県タクシー協会	各社で実施

凡例 (実施状況)
◎ : 実施済・完了 ○ : 実施中
△ : 検討中・協議中 × : 未実施

1.2 . 評価指標及びモニタリング指標の中間評価

評価指標

評価指標	指標および目標値設定の考え方	目標値 (R17)	計画策定時 現況値	中間評価時 R1現況値	中間評価
一日あたりの公共交通の利用回数	人口減少や高齢化が進展する中でも公共交通利用者を維持	0.83 回/人	0.84 回/人	0.87 回/人	目標の達成に向けて、順調に推移している。
徒歩と公共交通による中心拠点までの到達期待時間が30分以内の人口比率	容易に生活サービスを利用できる人口の比率を増加	70 %以上	63.6 %	66.1 %	目標の達成に向けて、順調に推移している。
温室効果ガスの部門別排出量 (運輸部門・自動車)	公共交通の利用促進により運輸部門のCO2排出量を低減	23 万t-CO2	34.5 万t-CO2	34.9 万t-CO2 ※最新H29	目標を達成するためには、更なる施策の推進が必要である。
みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまちとしての「まちの満足度」	将来都市像の実現についての実感度を向上 (上記3つの指標を補完する参考値として扱う)	—	58.5 %	60.3 %	施策の進捗に合わせて、上昇の傾向が見られる。

モニタリング指標

重点施策	評価指標	目標値 (R7)	計画策定時 現況値	中間評価時 R1現況値	中間評価
都市計画道路の整備	都市計画道路の整備率	85 %	83 %	83.9 %	目標を達成するためには、更なる施策の推進が必要である。
交通結節機能の強化	平成27年度以降に改良を行った駅前広場の箇所数	5 箇所	0 箇所	4 箇所	目標の達成に向けて、順調に推移している。
主要幹線道路の整備促進	国道176号(名塩道路)の整備率 (国の直轄事業のため目標設定は困難であるが、早期の整備率向上を目指す)	—	50 %	59.4 %	目標の達成に向けて、順調に推移している。
鉄道駅の新設・改良	平成27年度以降に新設又は改良した鉄道駅数	5 箇所	1 箇所	3 箇所	目標の達成に向けて、順調に推移している。
山口地域と南部市街地を直接連絡する公共交通の確保	さくらやまなみバスの利用者数	430 千人/年	404 千人/年	433 千人/年	目標の達成に向けて、順調に推移している。
バスの待合環境の向上	ベンチの設置箇所の割合 (歩道幅員2.5m以上のバス停留所)	35 %	23 %	30 %	目標の達成に向けて、順調に推移している。
コミュニティ交通の導入	コミュニティ交通の利用者数 (生瀬地区)	88 人/日	44 人/日	110 人/日	目標の達成に向けて、順調に推移している。
地域主体で地域の課題解決に向けた取り組みを進める仕組みづくり	平成27年度以降にまちづくり施策に着手した地域団体数	3 団体	1 団体	1 団体	目標を達成するためには、更なる施策の推進が必要である。

策定経過

2. 西宮市都市交通会議

2.1. 開催履歴

時期		内容
令和元年度	12月13日	第17回 西宮市都市交通会議 <input type="checkbox"/> 西宮市地域公共交通計画の策定について
	3月26日	第18回 西宮市都市交通会議 <input type="checkbox"/> 西宮市総合交通戦略の見直し及び地域公共交通計画の策定について <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の策定方針について ・ 基本理念・将来都市像・基本目標の構成 <input type="checkbox"/> スケジュールについて
令和2年度	3月29日	第22回 西宮市都市交通会議 <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の策定について ・ 計画期間 ・ 西宮市都市交通計画 全体構成 ・ 将来的な公共交通網 ・ 実施施策
令和3年度	8月24日	第24回 西宮市都市交通会議 <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の素案について
	11月22日	第25回 西宮市都市交通会議 <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の素案について ・ 西宮市都市交通計画 全体構成 ・ 西宮市都市交通計画 概要版の構成
	3月30日	第26回 西宮市都市交通会議 <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の案について ・ パブリックコメントの実施結果

2.2. 委員名簿

	所属	役職	氏名
住民 又は 利用者代表	公募委員	監事	柴原 祐子
	公募委員	委員	松田 健輔
	西宮コミュニティ協会 副理事長	委員	久保田 泰正
都市交通に 関する有識者	一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長	議長	土井 勉
	愛媛大学 社会共創学部 教授	副議長	松村 暢彦
	有識者(コンサルタント)	委員	義浦 慶子
公共交通事業者 又は その指名する者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 企画課 課長	委員	秋山 秀則
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部 部長	委員	奥野 雅弘
	阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部 工務部 副部長	委員	小原 和浩
	阪急バス株式会社 自動車事業本部 営業企画部 部長	委員	野津 俊明
	阪神バス株式会社 経営企画部 部長	委員	岡 伸治
	みなと観光バス株式会社 代表取締役	委員	松本 浩之
公共交通事業者 関係団体の職員 又は その指名する者	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会 議長	委員	広森 正喜
	公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事	委員	水田 節男
	一般社団法人兵庫県タクシー協会 副会長	委員	平尾 文一
道路管理者 又は その指名する者	国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所 計画課 課長	委員	西納 和宏
	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 道路第2課 課長	委員	山口 一彦
	西宮市 土木局 道路部 部長	委員	尼子 剛志
公安委員会の長 又はその指名する者	兵庫県西宮警察署 交通第一課 課長	委員	福岡 靖
	兵庫県甲子園警察署 交通課 課長	委員	南 伸彦
地方運輸局長 又はその指名する者	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 首席運輸企画専門官	委員	田橋 一
関係行政機関の 職員	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課 課長	委員	片田 一真
	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課 課長	委員	大塚 賢太
	兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課 課長	委員	鴨川 義宜
	兵庫県 県土整備部 土木局 道路街路課 街路担当参事	委員	古川 雅一
	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 所長補佐(企画調整担当)	監事	山名 孝志
西宮市職員	西宮市 政策局 都市計画部 部長	委員	上野 史雄
西宮市長	西宮市長	会長	石井 登志郎

※令和4年3月31日時点

2.3 . 規約・規程

1) 西宮市都市交通会議規約

平成25年1月26日制定

沿 革

- 平成26年4月 1日 [1]
- 令和元年 5月20日 [2]
- 令和2年 4月 1日 [3]
- 令和3年 4月 1日 [4]

(設置)

第1条 西宮市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。

(目的)

第3条 交通会議は、交通施設の整備、移動手手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な都市交通計画（以下、「都市交通計画」という。）の策定に関する意見聴取及び都市交通計画の進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。また、地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 交通会議は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 都市交通計画の策定に関する意見聴取
- (2) 都市交通計画に位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (3) 都市交通計画に位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (4) 地域の特性・実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (5) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (6) 都市交通会議として取り組むべき事業の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第5条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者代表
- (2) 都市交通に関する有識者
- (3) 公共交通事業者又はその指名する者
- (4) 公共交通事業者関係団体又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 公安委員会又はその指名する者[2]
- (7) 地方運輸局又はその指名する者[2]
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 西宮市職員
- (10) 西宮市長
- (11) その他西宮市長が必要と認める者

3 会長は前項第1号に掲げる者を指名する場合は、別途定める「西宮市都市交通会議公募委員選考規定」に基づき、選考等を行わなければならない。[2]

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、やむを得ない理由があると会長が認めた場合は、この限りではない。[2]

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数)

第7条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 議長1人
- (3) 副議長1人
- (4) 監事2人

2 会長、議長、副議長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務) [2]

第8条 会長は、西宮市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

2 議長、副議長、監事は、委員の中から会長が指名する。[2]

3 議長は、交通会議の会議(以下「会議」という。)を主宰する。[2]

4 副議長は、議長を補佐して会議の議事を掌理し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。[2]

5 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。[2]

(会議)

第9条 会議は、会長が招集する。[2]

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って全部または一部を公開しないことができる。[2]

(1) 西宮市情報公開条例(昭和62年西宮市条例第22号)第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

5 会長は、会議の議案又は報告(以下「議案等」という。)が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他交通会議の運営に関するもの

(3) その他、会長が軽易であると判断したもの

[2]

6 第3項の規定は、前項の規定により、会議の議案等を書面で諮ることとなった場合において準用する。この場合において、第3項中「出席した委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。[2]

7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。[2]

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。[2]

(分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会で議決された事項は、交通会議の議決とみなす。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。[1]

2 事務局は、西宮市政策局都市計画部交通政策課に置く。[3][4]

3 事務局に事務局長、事務局員(以下「事務局職員」という。)を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。[2]

(報償及び費用弁償)

第14条 委員及び事務局職員は、会議に出席したとき、または、交通会議の業務を実施するため、必要と認めるときは報償及び費用の弁償を受けることができる。[2]

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。[2]

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。[2]

- (附 則)
この規約は、平成25年1月26日から施行する。
- (附 則)
この規約は、平成26年4月 1日から施行する。 [1]
- (附 則)
この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [2]
- (附 則)
この規約は、令和2年 4月 1日から実施する。 [3]
- (附 則)
この規約は、令和3年 4月 1日から実施する。 [4]

3. 西宮市交通政策課題検討委員会

3.1. 開催履歴

時期		内容
令和元年度	12月27日	第27回 <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の策定について ・ 策定の趣旨 ・ 西宮市総合交通戦略に追加する内容 ・ スケジュール
令和2年度	12月22日	第28回 <input type="checkbox"/> 西宮市総合交通戦略の進捗・中間評価について <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画(仮称)の策定について ・ 西宮市総合交通戦略からの更新(案) ・ 将来的な公共交通網(案)
令和3年度	10月15日	第29回 <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の素案について
	3月8日	第30回 <input type="checkbox"/> 西宮市都市交通計画の案について ・ パブリックコメントの実施結果

3.2 . 委員名簿

所属		役職	氏名
政策局	政策推進課長		堀越 陽子
	都市計画部長	委員長	上野 史雄
	都市計画課長		永井 貴裕
	交通政策課長	副委員長	秋田 修治
市民局	地域コミュニティ推進課長		和田 能宜
産業文化局	都市ブランド発信課長		但馬 裕子
	地域学習推進課担当課長(生涯学習・大学)		古川 真也
健康福祉局	地域共生推進課長		島村 耕平
	福祉のまちづくり課長		大谷 義和
	高齢福祉課長		北出 美穂
	障害福祉課長		小林 潤司
環境局	環境学習都市推進課長		小田 晃
	環境保全課長		森山 毅
都市局	市街地整備課長		上河 潔史
土木局	土木管理課長		能瀬 豊
	自転車対策課長		増井 英博
	交通安全対策課長		藤井 清一
	道路建設課担当課長(道路計画・調整)		喜田 将司
	道路補修課長		岡部 正信
教育委員会	学校改革課担当課長(通学路・小中一貫校)		佐々木 秀樹

※令和4年3月31日時点

3.3 . 西宮市交通政策課題検討委員会設置要綱

(平成 17 年 4 月 1 日)

沿 革

平成 18 年 9 月 2 日 [1]
平成 19 年 4 月 1 日 [2]
平成 20 年 4 月 1 日 [3]
平成 21 年 4 月 23 日 [4]
平成 22 年 4 月 1 日 [5]
平成 23 年 4 月 1 日 [6]
平成 23 年 8 月 30 日 [7]
平成 24 年 4 月 1 日 [8]
平成 25 年 2 月 5 日 [9]
平成 25 年 9 月 2 日 [10]
平成 26 年 4 月 1 日 [11]
平成 27 年 4 月 1 日 [12]
平成 27 年 10 月 1 日 [13]
平成 28 年 3 月 1 日 [14]
平成 28 年 4 月 1 日 [15]
平成 29 年 4 月 1 日 [16]
平成 30 年 4 月 1 日 [17]
平成 31 年 4 月 1 日 [18]
令和 2 年 4 月 1 日 [19]
令和 3 年 4 月 1 日 [20]

(目的)

第 1 条 本市の交通政策にかかる課題について検討を行うため、庁内に西宮市交通政策課題検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討課題)

第 2 条 委員会において、検討する課題は、次のとおりとする。[1] [4] [6] [9] [20]

- (1) 西宮市都市交通計画の策定及び西宮市総合交通戦略の進捗管理に関すること
- (2) さくらやまなみバス事業に関すること
- (3) 市内バスネットワークの改善に関すること
- (4) その他公共交通の利便性向上に関すること

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、協議により他の委員を加えることができる。[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20]

[政 策 局]	政策推進課長 都市計画部長（委員長）、都市計画課長、交通政策課長（副委員長）
[市 民 局]	地域コミュニティ推進課長
[産 業 文 化 局]	都市ブランド発信課長 地域学習推進課担当課長（生涯学習・大学）
[健 康 福 祉 局]	地域共生推進課長、福祉のまちづくり課長 高齢福祉課長、障害福祉課長
[環 境 局]	環境学習都市推進課長、環境保全課長
[都 市 局]	市街地整備課長
[土 木 局]	土木管理課長、自転車対策課長、交通安全対策課長 道路建設課担当課長（道路計画・調整）、道路補修課長
[教 育 委 員 会]	学校改革課担当課長（通学路・小中一貫校）

(委員会の開催及び庶務)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の庶務は、交通政策課において処理する。[8] [11] [20]

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員で協議の上定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 付 則
この要綱は、平成 18 年 9 月 2 日から施行する。 [1]
- 付 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 [2]
- 付 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 [3]
- 付 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。 [4]
- 付 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 [5]
- 付 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 [6]
- 付 則
この要綱は、平成 23 年 8 月 30 日から施行する。 [7]
- 付 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 [8]
- 付 則
この要綱は、平成 25 年 2 月 5 日から施行する。 [9]
- 付 則
この要綱は、平成 25 年 9 月 2 日から施行する。 [10]
- 付 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 [11]
- 付 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 [12]
- 付 則
この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。 [13]
- 付 則
この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。 [14]
- 付 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 [15]
- 付 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 [16]
- 付 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。 [17]
- 付 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。 [18]
- 付 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。 [19]
- 付 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。 [20]

4. パブリックコメント

募集期間	令和4年1月4日～令和4年2月3日
公表方法	① 交通政策課、総合案内所横(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、 アクタ西宮ステーションで配布 ② 西宮市ホームページに掲載
提出方法	書面(郵送、FAX、窓口提出)、LINE、インターネット
意見提出者	8名
意見件数	34件